

特定販売の概要

1. 薬局、店舗 の名称所在地	名 称	
	所 在 地	
2. 使用する通信手段	広告・電話・カタログ・インターネット その他（ ）	
3. 特定販売を行う医薬品の区分 (該当医薬品を丸で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1類医薬品 ・ 指定第2類医薬品 ・ 第2類医薬品 ・ 第3類医薬品 ・ 薬局製造販売医薬品（毒薬・劇薬であるものを除く） 	
4. 薬局（店舗） の営業時間等	薬局（店舗）の営業時間	時 分～ 時 分
	特定販売を行う時間	時 分～ 時 分
	特定販売のみを行う時間	時 分～ 時 分
5. 特定販売を行うことについての広告に、 許可申請書に記載する薬局（店舗）の名称 と異なる名称を表示するときの名称		
6. インターネ ットにより広 告する場合	主たるホームページ アドレス	
	パスワード	
	主たるホームページ の構成の概要	(資料を添付すること)
7. カatalog等により広告する場合はその概要	(資料を添付すること)	
8. 営業時間のうち特定販売のみを行う時間 がある場合は市長又は厚生労働大臣が適正 な監督を行うために必要な設備	画像又は映像をリアルタ イムで電送できる設備 : 固定電話番号:	

○注意

- (1) 営業時間等は、営業日によって時間が異なる場合は、その曜日毎の時間を記載すること。
- (2) パスワードは、閲覧するためにパスワードが必要な場合に記載すること。
- (3) 上記8. の設備は、薬局（店舗）に備付けのものを記載すること。
- (4) 営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合は、別添「体制確認シート」及び「資格者一
覧」に必要事項を記載の上、添付すること。